#### 「いばらき くらしのセミナー」実施要領

(目的)

第1 消費者を取り巻く環境は、複雑で多様化しており、様々な消費者トラブルが多発している。 このような状況を踏まえ、茨城県消費生活センター(以下「センター」という。)が、第2に規定 する消費生活に関する知識の普及・啓発を行うことにより、自立した消費者の育成と消費者被害 の未然防止を図ることを目的とする。

#### (対象及び実施方法)

- 第2 いばらき くらしのセミナー (以下「セミナー」という。) の実施は、下記の区分による構成員が概ね20人以上の団体等からの申込みにより、茨城県消費者教育講師登録要項に登録された講師または茨城県消費者教育啓発員(以下「講師等」という。) を派遣する。
  - (1) 小学生
  - (2) 中学生
  - (3) 高校生
  - (4) 若者 (大学・各種学校等在学生のほか, 概ね30歳までの社会人)
  - (5) 一般
  - (6) 高齢者
- 2 セミナーの実施区分等は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 原則として、セミナーの開催時間は午前10時から午後5時まで、1回60分以内とする。

#### (連携)

第3 センターは、地域の特性及び現状等を考慮した、効率的、効果的な普及啓発を行うため、 必要に応じて県内の市町村、市町村関係機関及び消費者団体等(以下「市町村等」という。)が 企画する消費生活に関するセミナーを、市町村等と連携を図り実施することができる。

### (手続き)

- 第4 セミナーの実施は、次に定める手続きによる。
  - (1) 講師等派遣を希望する団体等は、「いばらき くらしのセミナー」申込書(様式1号。以下「申込書」という。)を実施希望日の概ね1ヶ月前までに、センター長あて提出する。
- (2) センター長は、提出された申込書の内容がこの要領の定めに適合すると認めた場合は、派遣する講師等を決定し、「いばらきくらしのセミナー」講師派遣決定通知書(様式2号)により申込者あて通知する。
- (3) 第2に規定する登録講師を派遣する場合は、「いばらき くらしのセミナー」講師派遣決定 通知書(様式3号)により当該講師あて通知する。

#### (実施報告)

第5 申込者は、実施状況等について「いばらき くらしのセミナー」実施報告書(様式4号)を 作成し、実施後10日以内にセンター長あて提出しなければならない。

#### (経費負担)

第6 講師等の謝金及び旅費はセンターが負担する。ただし、会場使用料、資料代等が必要な場合は、原則として、主催者が負担する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続きの特例)

- 第7 第4の規定による申込については、電子情報処理組織(県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申込をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。
- 2 茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年茨城 県規則第60号)の規定は、前号により行われた申込について準用する。

#### (その他)

第8 この要領の実施について必要な事項は、センター長が別に定めることができる。

附 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年3月28日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年7月13日から施行する。

【別表】いばらき くらしのセミナー実施区分表

	対象別区分								
セミナーの主なテーマ	小学生	中学生	高校生	若者	一般	高齢者			
暮らしと契約の基礎知識 (クレジット契約,未成年者契約,クーリング・オフ, 名義貸し等)	0	0	0	0	0	0			
若者を狙う悪質商法と対処法 (電話勧誘,アポイントメントセールス,キャッチセールス,マルチ商法等)		0	0	0	0				
高齢者を狙う悪質商法と対処法 (SF商法,訪問販売,点検商法,ニセ電話詐欺等)					0	©			
消費者トラブルと対処法 (架空請求,送りつけ商法,SF商法,マルチ商法,金融トラブル等)				0	0	0			
こどもの携帯・インターネットトラブル注意報 (携帯・スマートフォントラブル,架空請求,情報モラ ル等)	0	0	0		0				
インターネット契約トラブル (架空請求, ネットショッピング, ネットオークション トラブル等)	0	0	0	0	0	0			
多重債務に陥らないために (サラ金の相談事例,自己破産,信用情報,弁護士相談 等)			0	0	0	0			
食の安全・安心等について (食品の安全性・表示等)	0	0	0	0	0	0			

<sup>※</sup> 上記項目以外の講座を希望する場合は、担当者にご相談下さい。

## 茨城県消費生活センター長 殿

申込団体名
代表者名
所 在 地 〒 一
(連絡先) 電話番号
FAX
E-mail
担当者名

# 「 いばらき くらしのセミナー 」申込書

このことについて、下記のとおり申し込みます。

記

1	期日	年 月 日( ) 時 分から 時 分まで
2		(1) 住 所
	開催場所	(2)名 称
		(3) 電話番号
3	テーマ	
		(例) 5 学年児童・保護者,○○くらしの会,△△高齢者大学など
4	対 象 者	人数(約 名)
		※学校の場合は内訳を記入してください。
		児童:約 名,生徒:約 名,保護者:約 名,教職員:約 名
5	使用可能な	※使用可能な機材に、○を付けてください。
J		・DVD ・プロジェクター ・機材なし
機材		<ul><li>その他(</li></ul>

(申込団体代表者) 殿

茨城県消費生活センター長

# 「 いばらき くらしのセミナー 」講師派遣決定通知書

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1	期日	年	月	日 (	)	時	分から	時	分まで
2	開催場所	(1)住 所 (2)名 和 (3)電話番号	<b>T</b>						
3	派遣講師	講師名(講師連絡	5先						)
4	テーマ								
5	対 象 者					,	人数(約		名)
6	その他連絡事項								

茨城県消費者教育講師

殿

茨城県消費生活センター長

### 「 いばらき くらしのセミナー 」講師派遣決定通知書

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1	期日		年	月	日 (	)	時	分から	時	分まで
		(1) 住	所							
2 開	開催場所	(2)名	称							
		(3) 電記	活番号							
3	テーマ									
4	対 象 者						,	人数(約		名)
5	使用可能な 機材									
6	その他連絡事項	(担当者)					:	FAX:		

## 茨城県消費生活センター長 殿

	申込団体名   代表者名   所在地 〒										
	(連絡先) 電話番号 担当者名										
	「 いばらき くらしのセミナー 」実施報告書										
,	このことについて、下記のとおり実施しましたので報告します。										
						記					
1	実施場所	住	Î								
	会場名										
2	実施日時		年	月	日 (	)	時	分から	時	分まで	
3	講師名						講師				
4	テーマ										
5	受講者数							の場合は内部			
6	その他(感想		Q	<u> 兄軍:</u>	<u> </u>	王使:	<u> </u>	R護者:	名, 教職	<u> </u>	)